

石狩市中期財政運営の指針

(財政規律ガイドライン)

【平成24年度～平成28年度】

平成24年3月

 北海道石狩市

石狩市中期財政運営の指針
(財政規律ガイドライン)

目 次

1. 策定の目的	1
(1) 市政を取り巻く財政状況	
(2) 財政規律ガイドライン策定の目的	
2. 財政規律ガイドラインの位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
(3) 目標年度	
(4) 将来人口	
3. 策定にあたっての基本的事項	3
(1) 基本的理解・背景	
4. 財政再建計画の検証	9
(1) 計画の目標と実績	
(2) 具体的な取り組みによる効果額	
(3) 決算推移	
5. ガイドライン（指針）	12
(1) ガイドラインの基本的な考え方	
(2) ガイドラインの各視点の考え方	
(3) 設定する指標及び目標値	
6. 今後の財政収支見通し	18

(参考1) 財政指標計算式

(参考2) 財政健全化法に定める健全化判断比率

(参考3) 用語解説

1. 策定の目的

(1) 市政を取り巻く財政状況

平成17年10月に新生「石狩市」^{注1}が誕生し、平成24年3月で早や6年半が経過しました。この間、国の合併支援（地方交付税や地方債）を活用し、合併による効果を得る一方で、合併直後の厳しい財政状況乗り越えるため、「財政再建計画」^{注2}を策定し、行政経費のスリム化を図るなど、財政基盤の再構築に取り組んできました。

現在の石狩市の財政状況は、これまでの取組みが功を奏し、「財政再建計画」の行財政改革の成果と、国からの地方交付税の増額効果が重なり、一時の危機的状況から脱出し、各種の財政指標は緩やかな改善基調を維持しています。

しかしながら、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費が増加傾向で推移していることなどもあり、財政の弾力性が失われつつあることに加え、「財政再建計画」では想定することが難しかった新たな「課題」もあることから、今後、さらなる財政構造の質的転換が必要な時期にきています。特に平成28年度から普通交付税の特例措置が段階的に縮減されるため、それを見据えた対策をとる必要があります。

注1 石狩市は、平成17年10月1日、厚田村・浜益村の2村を編入合併し、新市として誕生しました。

注2 財政再建計画は、「第4期石狩市総合計画」の前期戦略計画期間に合わせ、平成19年度～平成23年度の期間で、財政の再建に向けた取り組みを行うものです。

(2) 財政規律ガイドライン策定の目的

石狩市が自立的なまちづくりを目指す上で、世代間負担の公平化を図り、無理なく次なる世代へ継承するためには、健全な財政基盤の構築が前提となります。

このため、今後想定される様々な環境変化に機動的かつ柔軟に対応することが出来るよう、より多角的で具体的な目標値を「石狩市中期財政運営の指針（財政規律ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）として設定し、構成する設定項目に基づき中長期的な視点で財政運営の対策を講じることが目的です。

なお、ガイドラインについては、石狩市行政改革2016実施計画にも位置付け、当該ガイドラインの設定項目に基づく継続的な進行管理を実施し、効果的・効率的な行政経営を推進していきます。

2. 財政規律ガイドラインの位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「第4期石狩市総合計画」^{注3}の「後期戦略計画」と連動し、同計画で定めている「健全な行財政運営」^{注4}を進めるための「指針」です。

また、石狩市が各種計画を策定する際にも「財政的な指針」としての性格を有します。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計画 の 位置	第4期石狩市総合計画									
	(前期戦略計画期間)					(後期戦略計画期間)				
	財政再建計画					財政規律ガイドライン				

注3 第4期石狩市総合計画は、石狩市の最上位計画で、計画期間は前期計画（H19～H23）後期計画（H23～H28）となっています。

注4 第4期石狩市総合計画は、「5つのめざすまちのテーマ」を設定し、その実現のため「3つの原則」を定めており、原則①「健全な行財政運営」・原則②「一人ひとりが主人公」・原則③「地域の輝きを大切に」の構成となっています。

(2) 計画期間

計画期間は、平成24年度～平成28年度までの「5年間」として、石狩市総合計画後期戦略計画及び石狩市行政改革2016との整合性を図ります。

なお、社会情勢の変化、地方財政制度の改定、急激な行政需要の増加等に対応するため、計画期間中であっても見直しできるものとします。

(3) 目標年度

このガイドラインで示す目標年度は、計画期間最終年度の「平成28年度」とします。

(4) 将来人口

第4期総合計画策定時における想定人口は、平成27年時点で人口62,135人、高齢化率29.0%（平成15年12月、国立社会保障・人口問題研究所推計）でありましたが、今回のガイドラインでは人口58,901人、高齢化率29.6%（平成20年12月、国立社会保障・人口問題研究所推計：平成27年時点）をベースとします。

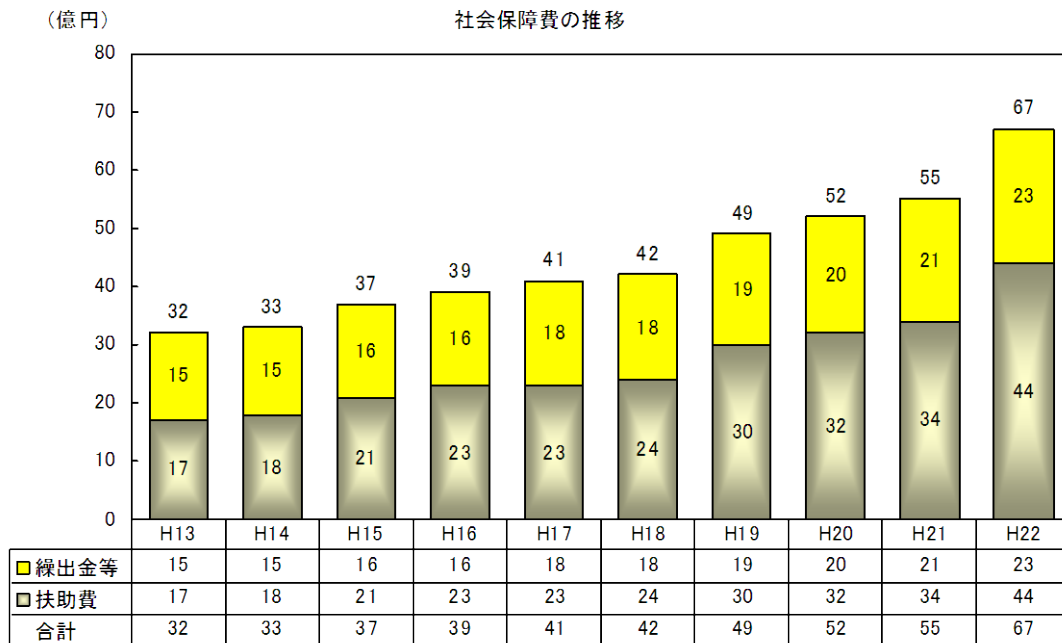
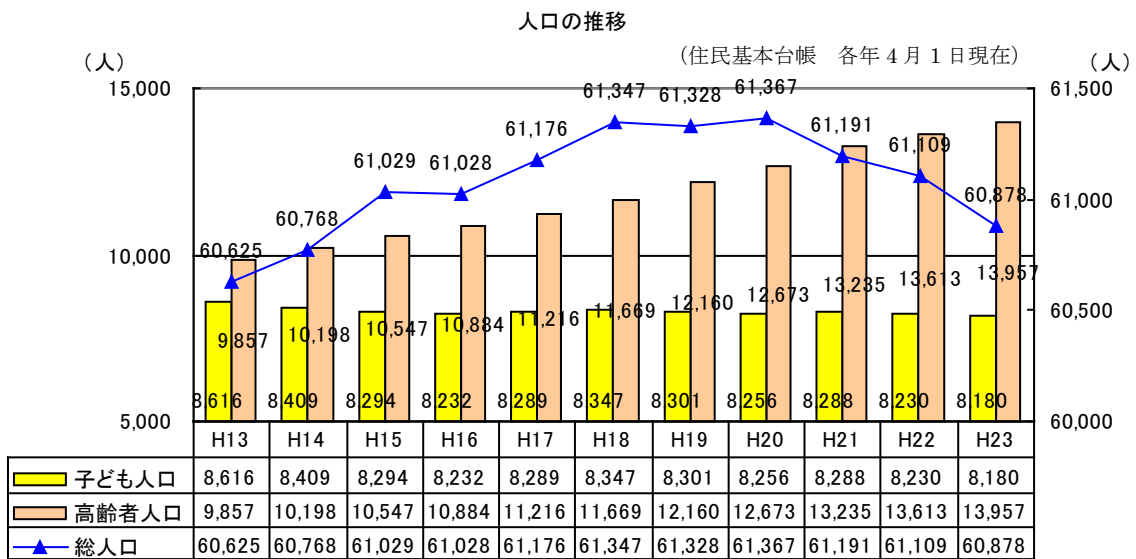
3. 策定にあたっての基本的事項

(1) 基本的理解・背景

① 人口減少・少子高齢化への対応

石狩市の人口推移は、これまでの約10年間横ばい傾向でありましたが、現在本格的な人口減少社会への過渡期にさしかかっています。今後の人口構造は、子ども人口・生産年齢人口はともに減少する一方、高齢者人口が増加する試算が示されています。

このことは、介護その他の社会的扶助の必要性が高まり、年金・医療・社会福祉などの社会保障制度における現役世代の負担の増大、社会経済の活力衰退懸念の広がりなど市民生活全般に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。



② 国の行財政改革関連法への対応

「財政健全化法」^{注5}が平成21年4月から本格施行となり、地方自治体はこれまでもまして、財政問題の早期発見と早期是正に努めなければなりません。

現在のところ石狩市は、財政健全化法で定めている早期健全化基準値をクリアしていますが、同規模の他の地方自治体と比較すると、市債の残高とその元利償還額が多くなっています。これは、市制施行に前後して実施した大型公共施設整備や国の景気対策に呼応した社会資本整備の実施により市債の借入を増やしたことが大きな要因です。そのため、住民サービスを低下させることなく財政運営を進めていくためには、市債ストックを減少させるための長期的な対策が必要です。

また、石狩市が有する11会計に加え、石狩湾新港管理組合などの一部事務組合や石狩市土地開発公社を含めた連結の財務状況のさらなる健全化も同時に進めなければなりません。中でも、「国保会計」の累積赤字の解消や、「土地開発公社」の経営健全化に向けた各々の取り組みについては、計画的かつ持続的な対策が必要となっています。

健全化判断比率の状況

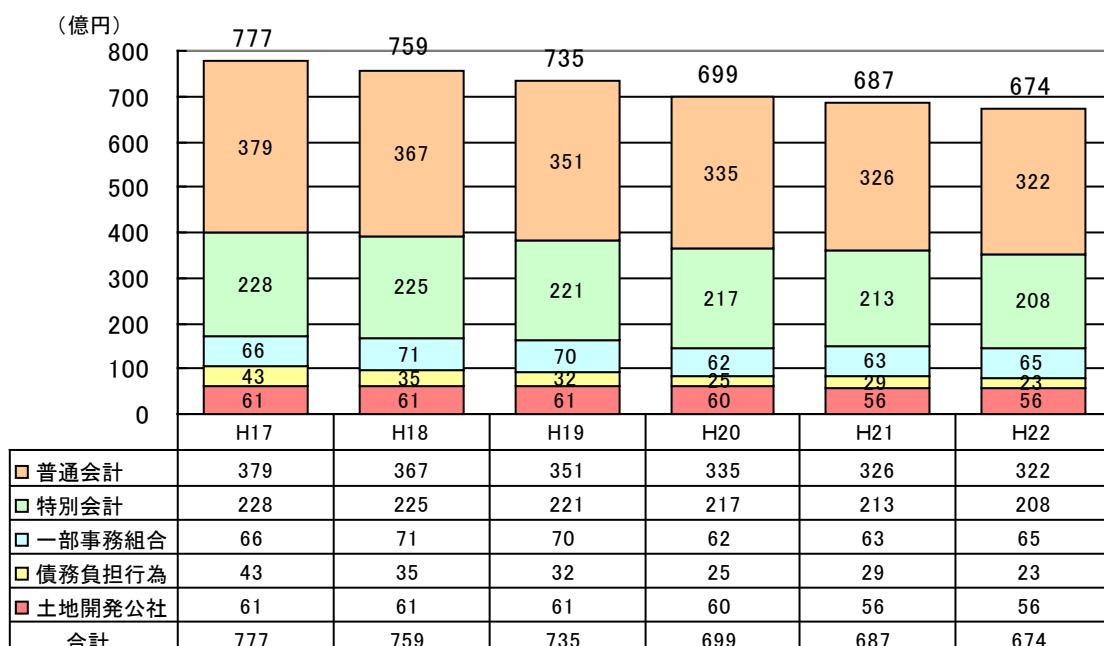
(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度	— (12.69)	— (17.69)	11.9 (25.0)	154.4 (350.0)
平成21年度	— (12.71)	— (17.71)	12.2 (25.0)	166.1 (350.0)

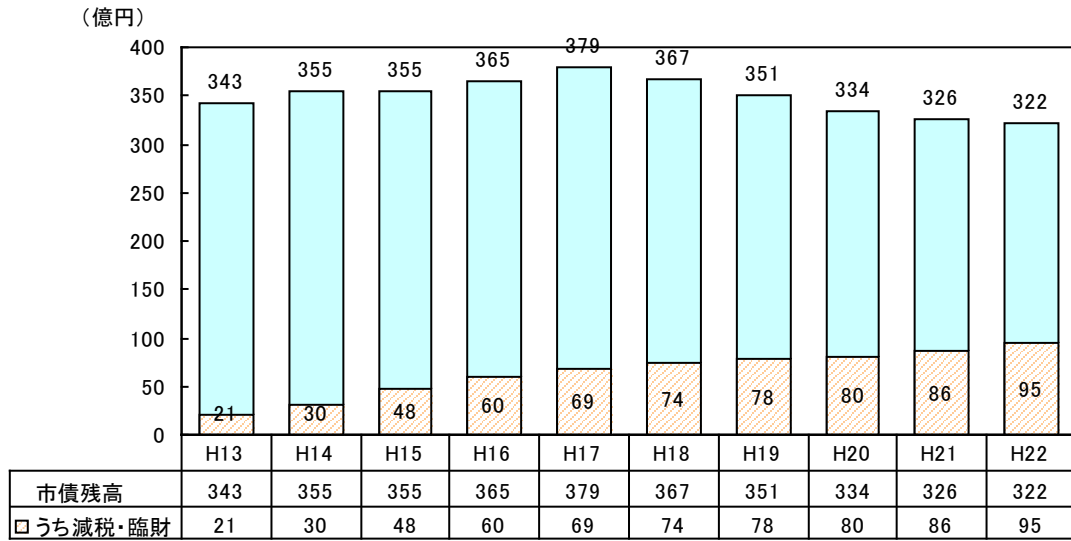
※実質赤字比率及び連結赤字比率は、実質赤字がないため「—」と記載した。

※下段（ ）書きは、当該年度における本市の早期健全化基準である。

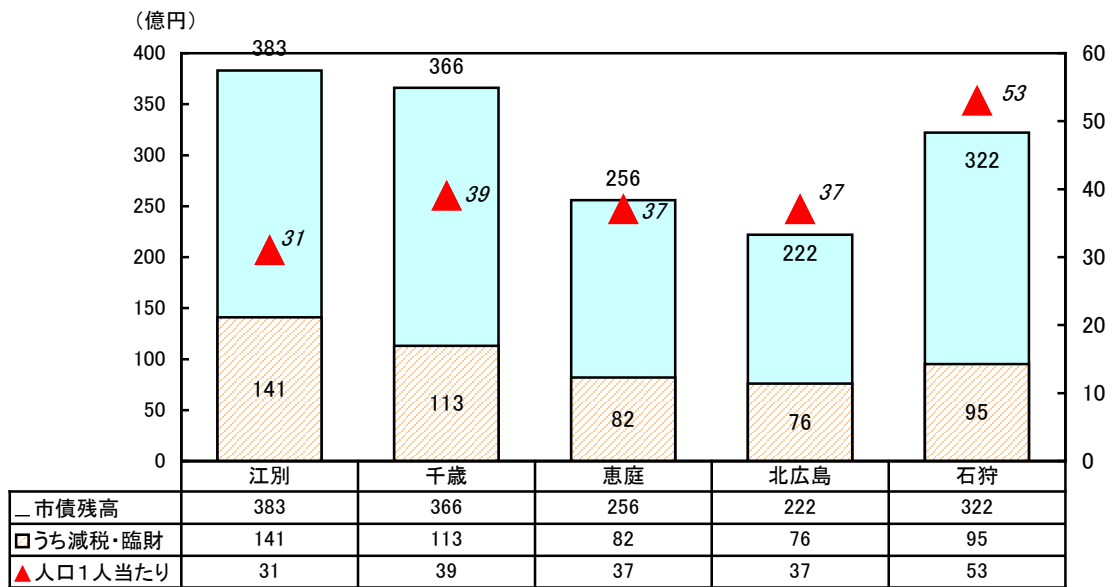
債務残高(将来負担額)の推移



市債残高の推移



市債残高管内比較(普通会計・H22決算)



※本市の市債残高は、バブル崩壊後に景気浮揚策として国を挙げて行った道路等の都市基盤整備や市制施行時に社会資本整備のために行った福祉、社会教育施設等の箱物整備が短期的に集中したこと、さらには地方交付税の不足を補うため、平成13年度以降は国の制度上、臨時財政対策債を発行していることなどが、市債残高全体を押し上げています。

注5 正式名は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

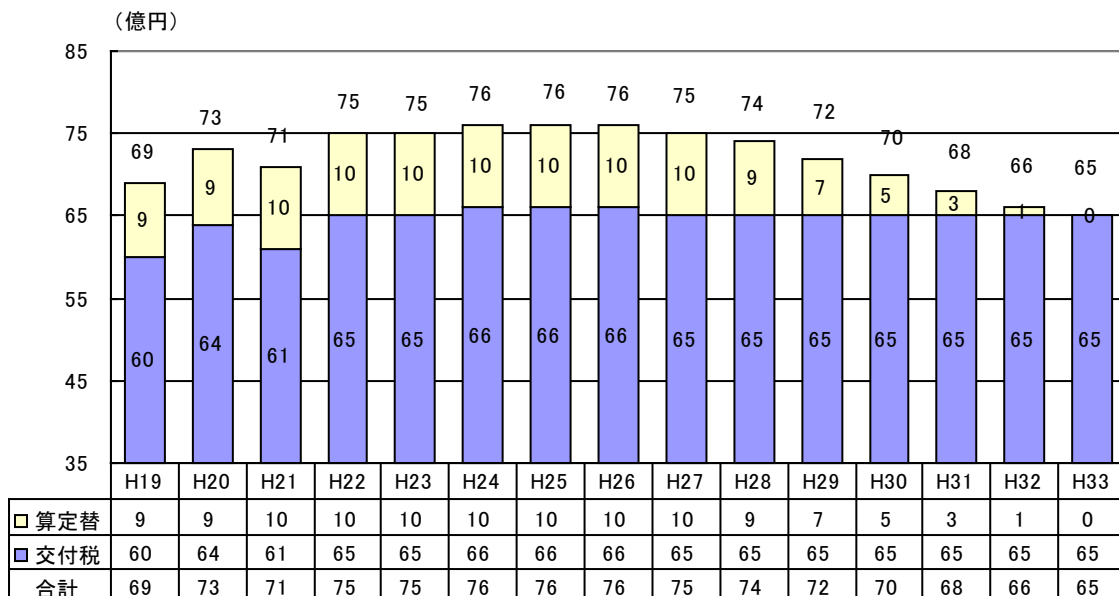
実質的な赤字や公社・一部事務組合等を含めた実質的な将来負担等に係る指標を議会に報告し、公表するもので、指標が一定程度悪化した場合は、議会の議決を経て計画を策定します。石狩市は現在のところ何れの指標も基準をクリアしていますが、道内他市と比較し将来負担比率が高い状況にあります。

③ 普通交付税算定替への対応

平成23年10月1日で合併後6年が経過しました。これまで合併算定替による普通交付税の増額措置など、合併自治体に対して行われている財政措置が合併後10年度目を境に大きく変化します。

具体的には、合併しなかった際の普通交付税の総額が全額保障される特例措置^{注6}が平成28年度以降段階的に縮減されるほか、交付税の特例措置が完全に終了する平成33年度からは、元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債^{注7}の発行も出来なくなります。このため、将来を見据えた調整局面への対応が必要になります。

地方交付税の推移予測



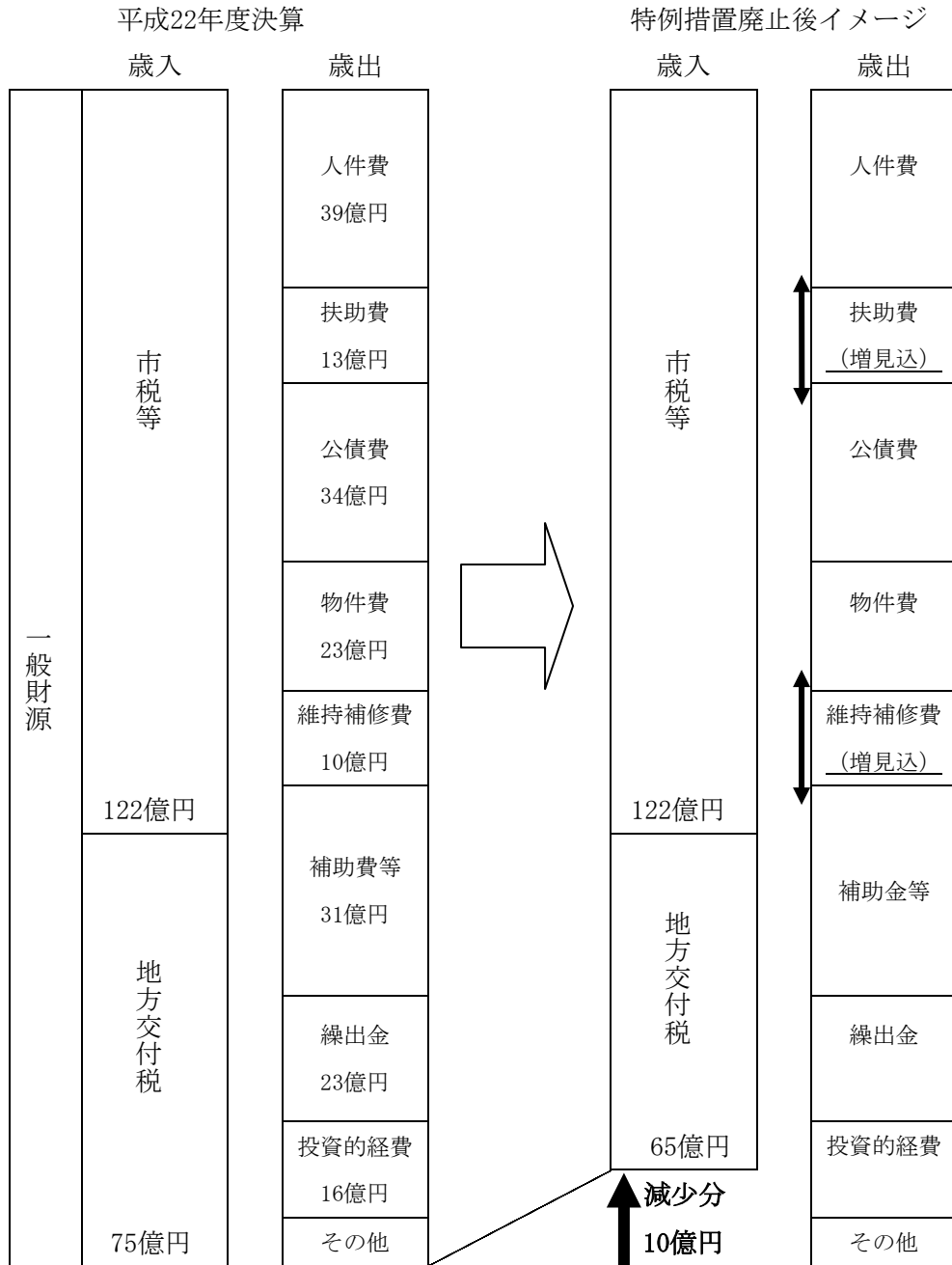
※ H23年度以降、現在の算定基準で推移したケースを想定

※ 交付税：普通交付税＋特別交付税

注6 合併後10年度間は、合併しなかった場合の普通交付税額が全額保障されていますが、その後5年度間で激変緩和措置がなされるものです。石狩市では平成27年度までは措置されますが、平成28年度から平成32年度までで段階的に減額され、平成33年度から特例措置がなくなります。

注7 石狩市では合併時に策定した「新市建設計画（合併まちづくりプラン）」に基づき、平成26年度まで財源的に有利な合併特例債を発行する予定です。しかしながら、法改正により、従来合併年度に続く10年度間において発行が可能だった合併特例債の発行期限が15年度間に延長されることが見込まれています。

【普通交付税の特例措置廃止イメージ図】



- ・上記の左図は平成22年度決算において一般財源を充当した性質別経費の決算額です。
- ・上記の右図は普通交付税の特例措置が全廃された際のイメージです。
- ・普通交付税の減少額は約10億円と見込んでおり、平成22年度一般財源総額の約5%です。一方歳出では、扶助費と維持補修費の増加が見込まれており、収支バランスを確保するためには、それ以外の経費の一層の削減が必要となります。

④ 石狩西部広域水道企業団事業への対応

新たな課題として、今後の「水道事業会計」の経営状況の悪化が想定されます。これは、「石狩市水道事業中期経営計画」で定めた平成24年度までは、減少する料金収入や、増加する減価償却費等による継続的な損失を利益積立金による補てんで賄うことが可能ですが、平成25年度からは、水源^{注8}をこれまでの地下水中心から、当別ダムに転換することにより、西部広域水道企業団へ支払う受水費を料金収入のみで賄うことが、非常に難しくなるものと試算しています。

本来、企業会計は、独立採算制の原則に基づいた経営が前提であり、事業の運営に伴う経費は、料金収入をもって充てることとされているため、一般会計からの関与は、独立採算制の原則の例外としての合理的根拠や必要性の存否を明らかにした上で、慎重な検討が必要です。

このため、「水道事業会計」の高料金・高資本対策については、全市的に多角的な検証を行うことは勿論ですが、石狩市の水道事業が「市民皆水道」を目指し、平成22年度末で普及率が99%を超えている環境を考えると、快適な市民生活を確保するための「サービス提供の継続性」については、全市的な視点に立ち対策を講じていく必要があります。

注8 旧石狩市地区の水道水源は、井戸20本（深度200mから300m程度の深井戸18本、深度20m程度の浅井戸2本）を保有しており、現在のところは安定した水質を確保しているものの、動水位が低下する傾向にあります。また、深層地下水からの取水は、地盤沈下や地下水の塩水化を招く恐れがあることから、本市では平成4年度より当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団へ参画し、安定水源の確保に努めています。この企業団からの受水開始は平成25年度を予定しています。

4. 財政再建計画の検証

平成18年度に策定した「財政再建計画」に基づき、4カ年にわたってその根幹となる事務事業の見直しを基調とした行財政改革に取り組み、財政基盤の再構築に努めてきた結果、計画初年度の平成19年度決算から平成23年度予算に至るまで、基金からの繰り入れに頼らない財政運営が可能となり、さらに毎年度一定規模の繰越金が確保されるなど、その成果は着実に現れてきています。

これまでの財政運営上の成果は、国の新成長戦略の実現に向けた経済対策とも連動しながら、地域経済を活性化するための公共事業の追加・前倒しをはじめ、緊急雇用対策や老朽化した公共施設の改善・長寿命化の実施に結びついており、財政再建計画期間中であっても、市民の安全・安心な暮らしの確保と地域経済を下支えするための施策を絶え間なく展開することが可能となりました。

(1) 計画の目標と実績

項目	目標値	22年度（実績）	達成状況
経常収支比率	90%未満	88.4%	達成
市債残高（人口1人当たり）	50万円未満	約52.8万円	未達成
実質公債費比率	13%未満	11.9%	達成

(2) 具体的な取り組みによる効果額

下記の表は、平成18年度決算額と比較した各項目の効果額を示しています。

【歳入の確保】

（単位：百万円）

項目	内容	H19	H20	H21	H22	H23	5ヶ年計
市税収入の確保と徴収率向上	徴収率の向上、滞納処分の強化等	14	14	14	14	14	70
受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し等	9	17	18	7	7	58
市有財産の有効利用	市有未利用地の売却・貸付等	10	21	21	21	21	94
税外収入の確保	広告料収入等	10	16	16	16	16	74
歳入確保効果額合計		43	68	69	58	58	296

【歳出の削減】

(単位：百万円)

項目	内容	H19	H20	H21	H22	H23	5ヶ年計
人件費の抑制	職員数の削減、報酬・手当等の見直し等	298	304	302	303	306	1,513
事務事業の見直し・管理的経費の削減	委託業務の見直し、事務経費の削減等	285	413	393	359	219	1,669
扶助費の見直し	高齢者バス乗車券交付事業廃止等	5	33	33	33	32	136
補助金等の見直し	削減、廃止、基準見直し等	52	113	142	187	163	657
施設の統廃合	出張所廃止、給食センター統合等	16	47	58	58	57	236
一部事務組合への関与	負担金削減	39	49	47	58	67	260
債務負担行為の負担軽減	低利資金への借換	7	7	7	6	6	33
特別会計の経営基盤の強化	繰出金削減	5	5	5	5	5	25
公債費負担のさらなる軽減	低利資金への借換等	0	22	23	25	28	98
歳出削減効果合計額		707	993	1,010	1,034	883	4,627

(単位：百万円)

「歳入の確保」+「歳出の削減」による効果額	750	1,061	1,079	1,092	941	4,923
-----------------------	-----	-------	-------	-------	-----	-------

(3) 決算推移

(単位：百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市税、交付税、譲与税、交付金など (減税補てん債、臨時増収対策債を含む)	16,935	17,266	17,452	17,321	18,044	17,568
国・道支出金	2,820	3,136	2,800	5,362	5,276	4,658
市債 (減税補てん債、臨時増収対策債を除く)	1,076	749	691	1,059	983	1,963
うち土地開発公社用地取得分				302		73
その他	8,537	7,690	7,768	7,776	7,547	7,400
歳入合計 (A)	29,368	28,801	28,711	31,518	31,850	30,985
人件費	4,410	4,324	4,183	4,132	4,264	4,077
うち一般職・特別職	3,938	3,893	3,751	3,694	3,823	3,524
扶助費	2,893	3,013	3,192	3,402	4,361	4,810
公債費	4,066	3,678	3,673	3,520	3,440	3,440
一部事務組合負担金	1,474	1,514	1,420	1,481	1,512	1,492
特別会計繰出金	2,688	2,850	2,276	2,399	2,567	2,365
普通建設事業費	2,387	1,577	1,160	2,492	2,548	1,786
災害復旧事業費	—	—	—	—	97	136
その他	11,377	11,564	21,401	13,527	12,500	12,879
うち土地開発公社拠出金			30	30	30	30
歳出合計 (B)	29,241	28,520	28,305	30,953	31,289	30,985
収支(A) - (B) (C)	127	281	406	565	560	0
(翌年度に繰越すべき財源)	21		52	161	104	0
実質収支	106	281	354	404	456	0
累積赤字額	—	—	—	—	—	—

・ H22までは各年度の決算統計に基づく数値、H23は一般会計補正予算第6号を反映した額です。

5. ガイドライン（指針）

(1) ガイドラインの基本的な考え方

平成23年度までの「財政再建計画」では、①経常収支比率、②市債残高（人口1人当たり）、③実質公債費比率を掲げ、各指標にそれぞれ目標値を設定し、効果的・効率的な行財政運営を推進してきました。

平成24年度以降のガイドラインについては、これまで重視していた「フロー」の観点に加え、連結ベースによる債務などの「ストック」面からも改善を行い、財政健全化法に定められた指標の遵守はもちろんのこと、「フロー」から「ストック」へ、「ストック」が「フロー」を向上させるという循環を生むよう「収支構造改善」「財政基盤強化」の視点での新たな指標を設定し、財政運営を進めていくこととします。

(2) ガイドラインの各視点の考え方

① 収支構造改善の視点

現下の経済状況下においては、市税をはじめとする経常的な一般財源の減収が想定される上、平成28年度以降合併算定替に基づく地方交付税の増額分が段階的に縮小することも見据え、財源の積極的な確保とコスト縮減の両面から改善・改革をすすめ、財政構造の自由度・弾力性を向上させます。

このため、歳入面での財源の積極的な確保のほか、経常収支比率の個別経費である人件費・物件費について財政構造を見直すことを前提に、プライマリーバランスの黒字確保の視点からガイドラインを設定します。

② 財政基盤強化の視点

本市はこれまでの財政再建計画期間において市債の発行を抑えた結果、段階的に残高は減少してきているものの、管内他市と比べても一人当たりの市債残高は依然として多くなっています。また、市財政の硬直化から、本来財源調整を行うための財政調整基金が枯渇し、さらには収支不足を補うため、特定目的基金からの借り入れも行っています。

このため、子どもや孫などの将来世代への負担を軽減し、今後も現状のサービスを維持・継続できる、強固で持続可能な財政基盤を確立するため、地方債の残高を段階的に縮減するとともに、基金からの借入金の早期返済と不測の支出や減収に備えるための財政調整基金の積立を行うなど将来負担への備えとなる財政基盤の強化のための基金充実に向けた視点からガイドラインを設定します。

(3) 設定する指標及び目標値

① 財政構造の柔軟性確保

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
経常収支比率 (%)	89.9	90.0未満				
<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、市税等毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）と臨時財政対策債との合計額に占める割合で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。</p> <p>当面は扶助費の増加と臨時財政対策債の減少に伴う比率の悪化（上昇）が予想されることから、目標を90.0%未満とします。</p>						

② 財政健全化比率の遵守

a) 実質赤字比率

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は早期解消を図る必要があります。</p> <p>現在は算定結果がマイナス（黒字）であるため「—」表示としています。引き続き現状を維持していくことを目標とします。</p>						

b) 連結実質赤字比率

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
連結実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
<p>公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は早期解消を図る必要があります。</p> <p>現在は算定結果がマイナス（黒字）であるため「—」表示としています。引き続き現状を維持していくことを目標とします。</p>						

c) 実質公債費比率

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実質公債費比率 (%)	11.5	11.3	10.5	9.5	9.0	9.0未満
<p>地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出などの合計額に充当された一般財源の額が、標準財政規模、臨時財政対策債発行可能額等の合計額に占める割合を言います。</p> <p>過去3年間の平均値が指標値となり、この比率が高いほど実質的な債務の償還に要する負担が重いことを表し、財政健全化法に基づく基準値としては、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%となっていますが、本市独自の基準として9.0%未満を目標とします。</p>						

d) 将来負担比率

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
将来負担比率 (%)	150.0	140.0	130.0	125.0	120.0	118.0 未満
<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表す指標です。</p> <p>財政健全化法に基づく基準値としては、早期健全化基準は350.0%となっていますが、道内他都市の平均と比べても高い負担率にあることから、本市独自の基準として概ね道内平均（夕張市を除く）である118.0%未満を目標とします。</p>						

③ プライマリーバランスの黒字化

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
プライマリーバランス	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字
<p>市債などの借金を除いた歳入と、借金の元利払いを除く歳出を比較し、黒字であれば財政が健全であるといえます。現在も黒字を維持していますが、引き続き黒字を維持することを目標とします。</p>						

④ 地方債残高（普通会計）の縮減

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
建設事業債発行額	1,963	2,393	2,021	764	550	550
普通建設事業	790	837	800	763	550	550
土地開発公社用地	73	1,218	1,221	0	0	0
水道出資債	462	336	—	—	—	—
災害復旧債	38	2	—	—	—	—
地域総合整備事業	600	—	—	—	—	—
臨時財政対策債発行額	1,203	1,205	1,200	1,200	1,200	1,190
市債残高 (百万円)	32,481	33,000	33,000	32,000	31,000	30,000

市債の借り入れは、後年度負担の要因であることから、世代間負担の公平化とともに財政の硬直化を招かないよう必要最小限の借り入れに努めます。

本市の残高は、管内他都市（人口1人当たり平均36万円）と比べ非常に多額なことから、大幅縮減を図りたいところですが、当面は財政措置の有利な合併特例債や過疎対策事業債などを活用し、期間内の普通建設事業に係る市債発行総額を35億円以内とし、平成28年度時点で300億円未満の残高を目標とします。

⑤ 基金借入金残高の縮減

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基金返済額	153	119	211	212	211	211
地域福祉基金	0	45	45	45	45	45
合併まちづくり基金	0	70	140	140	140	140
まちづくり基金	86	0	26	26	26	26
土地開発基金	67	0	0	0	0	0
その他	0	3	0	1	0	0
基金借入金残高 (百万円)	1,412	1,294	1,082	870	659	447

特定目的基金は本来特定事業の実施のために取り崩すべきものですが、これまでに財政状況の悪化による収支不足を補うため、一時的に基金から借り入れを行っています。この借入金は、これまでの財政再建計画のなかでも縮減に努めてきましたが、今後も継続して返済し期間中965百万円の返済を行うことを目標とします。

※金額は四捨五入しているため、合計額は表中の数値の単純合計とは一致していません。

⑥ 財政調整基金の充実

財政調整基金は、大幅な減収影響に対する財源補完や不測の追加財政需要などの年度間調整財源機能を有するものですが、平成16年度末に全額取崩したため、その後6年間残高は「0」となっていました。

今後は、平成25年度に予定されている水道事業の水源移行に伴う財源対策等も視野にいれ、剰余金等を活用しながら毎年度100百万円の積立を目標とします。

⑦ 減債基金の充実

減債基金は市債の償還の増加に備えるために設置される基金ですが、平成16年度末に全額取崩したため、現在の残高は「0」となっています。

今後の公債費は、平成27年度まで段階的に減少するものの、平成28年度以降は増加に転じます。平成28年度からは、合併に伴う普通交付税の特例措置も段階的に縮小されることから、公債費負担による経常経費の圧迫を緩和し、現行の市民サービス水準の維持・継続できる財政基盤を確立するため、剰余金等を活用しながら毎年度30百万円の積立を目標とします。

⑧ 土地開発公社欠損金の縮減

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
保有地処分額	73	1,221	1,222	0	0	0
年度初保有額	4,317	4,246	3,025	1,803	1,803	1,803
欠損補てん額	30	30	50	50	50	50
年度初欠損金額累計 (百万円)	994	959	866	754	703	651

平成19年度に石狩市土地開発公社経営健全化計画を策定し、短期借入金削減と累積欠損金の縮減に取り組んでいます。今後も継続して平成39年度での解散に向け、計画に基づいた保有地の処分と欠損金に対する財政支援を行い、期間中343百万円の欠損金削減を目標とします。

⑨ 国民健康保険特別会計累積赤字の縮減

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
赤字補てん分繰出金	160	130	130	130	35	35
累積赤字額 (百万円)	750	750	690	540	400	300

平成21年度に第1次国民健康保険事業経営健全化計画を策定し、多額の累積赤字の縮減に取り組んでいます。今後も安定的で持続可能な医療制度として維持していくため、一般会計からの繰入による累積赤字の解消と各種取り組み強化による国保財政の「単年度収支の均衡」を目指し、期間中450百万円の累積赤字削減を目標とします。

6. 今後の財政収支見通し

【中期財政見通し】

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
市税、交付税、譲与税、交付金など (減税補てん債、臨時増収対策債を含む)	17,482	17,490	17,490	17,390	17,280
国・道支出金	4,093	4,461	4,458	4,170	4,181
市債 (減税補てん債、臨時増収対策債を除く)	2,393	2,024	763	550	550
うち土地開発公社用地取得分	1,218	1,221	—	—	—
その他	6,967	5,845	4,709	4,580	4,609
歳 入 合 計 (A)	30,935	29,820	27,420	26,690	26,620
人件費	3,963	4,080	3,930	3,800	3,830
うち一般職・特別職	3,444	3,580	3,430	3,300	3,330
扶助費	4,754	4,860	4,970	5,080	5,210
公債費	3,462	3,344	3,340	3,197	3,250
一部事務組合負担金	1,795	1,990	1,760	1,850	1,600
特別会計繰出金	2,311	2,323	2,289	2,280	2,253
普通建設事業費	2,252	2,270	1,570	950	950
その他	12,398	10,953	9,561	9,533	9,527
うち土地開発公社拠出金	30	50	50	50	50
歳 出 合 計 (B)	30,935	29,820	27,420	26,690	26,620
収支 (A) - (B) (C)	—	—	—	—	—

・ H24には、H23繰越明許に係る最終予算を加えています。

・ 決算統計上、特別会計繰出金として取り扱う職員給与費については、人件費から除いています。

【推計の前提条件】

<歳入>

市税	景気・経済の影響を大きく受けること、また、国の施策によっても大きく影響を受けることなどから予測は難しい状況にあり、平成24年度当初見込額で推移するものと仮定しています。
地方交付税	平成24年度当初見込額を基本に、各年度の事業費補正、公債費算入分による増減要素を考慮しています。
譲与税・交付金	地方分権の推進などで、国と地方の税源配分が見直された場合、大きく変動する可能性もありますが、平成24年度当初予算見込額で推移するものと仮定しています。
国・道支出金	扶助費の増加等を考慮し、年平均約2.3%の増加を見込みました。
市債	建設事業債として、第4期総合計画後期戦略計画で想定する起債額及び上水道事業への出資債を見込んでいます。 臨時財政対策債については、平成24年度当初見込額と同額程度で推移するものと仮定しています。
その他	平成24年度と同額（臨時的要素を除く）を基本としていますが、石狩市土地開発公社経営健全化計画等による影響分を考慮しています。

<歳出>

人件費	期間中、石狩市定員適正化計画2016に基づき、定年退職に伴う退職手当のほか、新規職員採用の人件費を見込んでいます。
扶助費	生活保護費、少子高齢化による社会保障費等、年平均約2.3%の増加を見込んでいます。
公債費	平成23年度までに借り入れた市債（平成23年度は借入予定額）の償還額と、第4期総合計画後期戦略計画などにより、平成24年度以降新たな借り入れを予定している市債の償還見込額及び一時借入金利息の合計としています。
一部事務組合負担金・他会計繰出金	平成24年度と同額を基本としていますが、特別会計における市債償還の増減や国民健康保険特別会計の経営健全化計画を反映しています。
普通建設事業費	第4期総合計画後期戦略計画で想定する事業費を見込んでいます。
その他	平成24年度と同額を基本としていますが、石狩市土地開発公社経営健全化計画等の影響分を考慮しています。

(参考1) 財政指標計算式

区 分	計 算 式
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}}$
	<p>財政構造の弾力性（柔軟性）を判断するための指標で、この比率が低いほど、自由に使えるお金が多く臨時の財政需要に対して余裕がある。</p>
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は早期解消を図る必要がある。</p>
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	<p>公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。</p>
標準財政規模	<p>(基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－地方特例交付金) × 100/75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 地方特例交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額</p> <p>地方譲与税：特別とん譲与税、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税など</p>
	<p>その団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用される。</p>
実質公債費比率	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$ <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算定された額（「算入準公債費の額」） E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）</p>

	<p>地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。</p>
<p>将来負担比率</p>	$\frac{[(A+B+C+D+E+F+G+H) - (I+J+K)]}{(L-M)}$ <p>A：一般会計の当該年度の前年度末における地方債現在高 B：債務負担行為に基づく支出予定額 C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 D：組合等（一部事務組合など）の地方債の元金償還に充てるための当該団体の負担見込み額 E：退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込み額 F：団体が設立した一定の法人（土地開発公社など）の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計の負担見込額 G：連結実質赤字額 H：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 I：前年度末の基金残高の合計額 J：特定の歳入見込額 K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 L：標準財政規模 M：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</p> <p>一般会計が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の残高の標準財政規模に対する比率。一般会計等が抱えている全ての負担が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるかなど、その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。</p>

(参考2) 財政健全化法に定める健全化判断比率（基準は平成22年度時点）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.69%	20.0%
連結実質赤字比率	17.69%	35.0%
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	—

- ① 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）のいずれかが「早期健全化基準」以上である場合には、当該判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなくてはなりません。
- ② 再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが、「財政再生基準」以上である場合には、当該判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなくてはなりません。

(参考3) 用語解説

地方交付税	地方自治体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通交付税と特別交付税がある。
財政調整基金	突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される基金。また、収入が多い時や決算剰余金（歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの。＝実質収支）が多い時は積み立て、財源不足時に取り崩すという年度間調整的な役割を果たす。
減債基金	市債（借金）の償還（返済）の増加に備えるために設置される基金。公債費（借金返済）が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取り崩して公債費に充てる。
臨時財政対策債	地方自治体の財源不足を補てんするため特例として認められる地方債。平成12年度までは、地方交付税の不足分は国の交付税等特別会計で借入れを行い、交付税を増額して地方自治体に交付してきたが、交付税特別会計の借入残高が大きくなりすぎたことにより、平成13年度から、交付税特別会計で借入れる方式が、地方自治体自ら借入れる方式に切り替えられた。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には交付税の代替財源。

扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費。
公債費	施設建設などのために借り入れた市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
投資的経費	道路、公園、学校などの社会資本の整備を行うための経費。
繰出金	一般会計、特別会計及び基金の間で相互に資金運用するもの。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」という。
普通会計	総務省の基準に従って地方自治体の会計を統一的に再構成したもので、地方財政全体の分析や実態把握に用いられる。 【石狩市の普通会計】 1 一般会計・2 土地取得特別会計
プライマリーバランス	地方債などの借金を除いた歳入と、借金の元利払いを除く歳出を比較し、黒字であれば財政が健全であることを示す。

平成24年3月

石狩市財政部 財政課 財政担当

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

Tel 0133-72-3154

Fax 0133-75-2275

E-mail zaisei@city.ishikari.hokkaido.jp